

人と環境にやさしい農業ブランディング業務委託仕様書

1 業務名

人と環境にやさしい農業ブランディング業務

2 業務目的

兵庫県では、「本県農業が、生産者の創意工夫により環境と共存し、人と環境の新たな関係性を創り出していく」という理念のもと、環境負荷の低減に配慮した生産方式を「環境創造型農業」と名付け、30年以上にわたり取り組んできた。この環境創造型農業は、本県農業の基本として位置付けられており、これを継続的に推進している。

近年、SDGsへの取組の広がりや社会情勢の変化を踏まえ、従来の取組に加えて、温室効果ガスの排出削減など新たな環境負荷低減活動を包含した農業の在り方が求められている。そこで本県では、環境創造型農業を基盤としつつ、これらの取組を発展的に統合した農業を『人と環境にやさしい農業』として定義した。

『人と環境にやさしい農業』の振興および普及拡大にあたっては、①環境負荷低減と生産性向上の両立、②生産振興と農村振興の一体的推進、③関係者の連携と協働の推進の三点を重点方針とし、「人と環境にやさしい農業・農村振興条例（令和8年4月1日施行）」を制定した。

今後、さらなる普及拡大を図るためには、「兵庫県といえば『人と環境にやさしい農業』を実践している」というイメージを確立し、農産物の適正な価格形成や需要拡大につなげることが重要である。また、生産者にとどまらず、加工・流通・販売事業者、さらには消費者に至るまで、県民全体がこの取組を支えていく体制の構築を目指す必要がある。

そこで本事業では、『人と環境にやさしい農業』が有する世界観や提供価値について県民全体の共通理解を醸成することを目的にブランドコミュニケーションを実施し、これにより長期的な取組推進に向けた基盤構築を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託料

金4,600,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

業務目的の達成に向け、取組の核となるブランドの設計並びにブランドコミュニケーション戦略及び手法について提案を行い、委託者と協議して実施すること。

(1) ブランド設計

業務目的を踏まえつつ、農業に対する県民意識や普及に向けた現状課題、消費者心理及び行動特性などの複合的な観点で分析を行った上で、ブランドコンセプトを明文化するとともに、ブランド要素（ロゴ、タグライン等）の提案・制作をすること。

なお、委託者の視点から世界観を捉え視覚的に表現したコピー（キャッチ&ボディ）

及びポスタービジュアル案（別添1, 2）を参考としつつ、独自の視点・要素を取り入れた提案とすること。

（2）ブランドコミュニケーション戦略及び手法の策定・実行

（1）で策定したブランド設計を基軸として、業務目的に記載のステークホルダーとの中長期的に良好な関係性を構築し、本県農業の取組に対する好感・支持獲得を図るため必要なブランドコミュニケーション戦略及び具体的な手法を策定し実行すること。

なお、コミュニケーション手法の提案にあたっては、以下に示す内容を必須とし、他に効果的な手法がある場合は、その内容や期待される効果等について、具体的に提案すること。

（3）ブランドコミュニケーション手法

ア ブランドサイトの構築

（ア）基本事項

- ① ブランドの持つ世界観・提供価値がユーザーに伝わる構成・デザインとする。
- ② ユーザビリティに配慮し、直感的に目的の情報へたどりつけるようにすること。
- ③ X（旧 Twitter）、インスタグラム等の各種 SNS（Social Networking Service）のプラグインを設置すること。
- ④ アクセス解析システムを導入し、直帰率、訪問数（訪問者の属性（地域、閲覧端末等））、新規訪問の割合が解析できるものとする。
- ⑤ 利用者のパソコン・モバイル端末の種類、OS、ブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、快適にサイトを閲覧できること。
- ⑥ パソコン版、スマートフォン版のサイトの設計を行うこと。パソコンのサイトとスマートフォンのサイトは別のサイトではなく同じページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。
- ⑦ 専門的な知識・技術を有しない職員がウェブサイトの記事（画像、動画も含む）の掲載、更新、削除その他の管理ができること。
- ⑧ 本サイトに関する一切の著作権等権利関係は、委託者に帰属することとする。

（イ）サイト構造及びページ構成

人と環境にやさしい農業ブランドが有する世界観および提供価値を的確に伝えるため、必要となるサイト構造およびページ構成を検討した上で、サイトマップ並びにページレイアウト等を提案すること。

なお、最低限として、トップページ、ブランド紹介ページおよびコンテンツ記事格納ページを制作対象とすることとし、SEO（検索エンジン最適化）を考慮した構成および内容とすること。

（ウ）スケジュール

サイト構築は以下スケジュールを目安とし、委託者と協議しながら進めること。

- ① サイト企画・設計：業務開始～6月末
- ② デザイン：7月初旬～同月末
- ③ コーディング・実装：8月上旬～9月下旬
- ④ テスト：9月末
- ⑤ 公開：10月上旬

イ コンテンツ制作

サイトへ掲載するコンテンツを以下のとおり制作・納品すること。

(ア) 仕様

- ・コンテンツを5点以上制作すること。
- ・コンテンツの内容は写真や記事、グラフィック、動画など種類を問わない。
- ・取材先や表現の切り口等は提案によるが、各コンテンツがブランド理解を促す役割を有し、ユーザーの複数コンテンツへの接触がブランドの世界観を正確に捉えることができるよう意識し設計すること。

(イ) 留意事項

コンテンツに写真やグラフィックを使用する場合は、原則として本業務で撮影及び制作したものとする。やむを得ず、そのほかの写真等を使用する場合は、委託者と協議の上、権利関係に問題が無いことを保証すること。

(ウ) 制作物にかかる作業等

- ①企画、構成、制作業務
- ②取材、写真・動画撮影、画像収集業務
- ③校正・校閲業務

ウ タブロイド紙の制作

以下の内容を踏まえ、タブロイド紙を制作すること。

ただし、戦略実行において適切と判断する場合は、以下の内容に限らず広報配布物を制作する事を妨げない。その際は、仕様及び想定効果等を具体的に提案すること。

(ア) 構成・デザイン

- ・サイトコンテンツ素材を用いて、連動性を意識した掲載内容とすること。
- ・媒体特性や読み手を意識した構成・デザインとすること。
- ・ブランドが有する世界観及び提供価値が伝わる構成・デザインとすること。
- ・県民が手に取り読みたくなるような構成・デザインとすること。
- ・新聞一般紙のような堅苦しい印象を与えない紙面構成・デザインとすること。
- ・県民に手に取ってもらうための配布方法等を提案し、実施すること。
- ・タブロイドへの広告掲載は認めない。

(イ) 仕様

- ①サイズ：タブロイド判（273mm × 横 406mm）を基本の大きさとする
- ②頁数：4 ページ相当を基本のページ数とし最も適した頁数を提案すること
- ③部数：1,000 部
- ④色数：オールカラー
- ⑤紙質：問わないが、紙面が見やすい、利用しやすいものとする
- ⑥校正：内容・文字校正 4 回程度

(ウ) 製作物にかかる作業等

- ①紙面企画・校正・製作業務
- ②校正・校閲業務

エ ポスター制作

他の制作物と同様に業務目的達成に向けたポスターを4点制作し、最適な掲出先

も含めて提案すること。制作素材はサイトコンテンツ素材を用いて連動性を意識した内容とする。

なお、提案においては、委託者考案のポスタービジュアル案（別添2）を参考としつつ、独自の視点・要素を取り入れたものとする。

規格：提案による

材質：提案による

部数：100部

印刷：片面印刷フルカラー

校正：校正1回、色校正1回

オ SNSのディレクション業務

委託者が開設・運営予定のInstagram及びXについて、効果的な発信となるよう、アカウント設計、投稿企画のチェック及び指導を行うとともに、本業務で制作したサイトコンテンツをSNSに適した形で加工・データ納品を行うこと。

6 サイト制作の留意点

(1) システム構成

ア サーバ

- (ア) 当該コンテンツの制作・運用に必要なサーバ等ハードウェア、データベース等ソフトウェア等については、受託者において準備すること。
- (イ) ホスティングサービス（レンタルサーバ）を利用し、ホームページが稼動しても十分な余裕があること。
- (ウ) アクセス制限、ログ取得や随時適切なセキュリティ対策を講じることができる等の保守、運用面を考慮してサーバを選定すること。また、ログ解析の結果を月に一度提出すること。
- (エ) OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等が最新版に更新されている等、セキュリティが考慮されたサーバを選定し、常にウイルス駆除ソフトを最新バージョンに維持する等適切なセキュリティ対策を講ずること。また、常時SSL化に対応すること。
- (オ) HTTP, HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。

イ ソフトウェア

- (ア) 職員が端末からブラウザを用いて容易にページの作成・管理等をできるようにするシステム（CMS（Contents Management System））を導入すること。また、その選定理由を具体的に提示すること。
- (イ) CMS 導入・維持管理にかかるコストやページのデザインの制約等を考慮し、CMSによる管理の対象とするべきページの範囲について提案すること。
- (ウ) 専門知識がなくても、ページの作成や文字の大小、文字色の変更、表の作成、リンクの作成、ファイルの添付、画像の挿入等が簡単に行えること。
- (エ) 作成した情報の掲載開始日時、公開終了日時の指定ができること。

(オ) 記事の作成、更新、削除、公開、非公開等の処理は適正な承認手順を経た後に公開される機能が組み込まれていること。

(カ) 管理者向けの管理画面を用意し、作成者・承認者等のアカウント管理、一括編集、検索機能、データバックアップなどを実装すること。管理ページには、接続元 IP アドレス制限や多要素認証 (MFA) の導入等、第三者が容易にアクセスできないような設定・機能を施すこと。

(2) セキュリティ・個人情報保護

ア 兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。

イ 外部からの侵入や DoS 攻撃、ウイルス対策、ホームページの改ざん等への対策を行うこと。

ウ OS 及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。

エ 導入後も脆弱性情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用すること。

セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議すること。

オ 受託者は、業務上知り得た個人情報について、関係法令及び別に定める個人情報取扱特記事項により取り扱うこと。

カ 兵庫県によるセキュリティ監査 (Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック) を受け、これに合格すること。

なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は速やかに改善対応を行い県の承認を得る必要があるので留意すること。

キ IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。

(3) 稼働時間

原則として 365 日 24 時間の稼働とする。ただし、保守・運用管理上の必要最小限の計画停止は可能とする。

(4) 保守・運用管理

ア ホームページの公開後、当該年度 (令和 9 年 3 月 31 日まで) の障害対応その他ホームページの公開に必要な保守・運用管理を行うこと。

また、令和 9 年度 (令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで) の 1 年間のランニングコストについて、項目、数量、単価を明らかにして提示すること。

イ 発注者からの本ホームページに関する問合せや保守対応依頼を一元的に対応する窓口を設けること。受付時間は原則として休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 18:00 までとする。

ウ CMS の操作マニュアルを作成し、電子データで提供すること。

(5) ウェブアクセシビリティ

兵庫県が目標とする適合レベル及び対応度 (JIS X8341-3:2016 の適合レベル AA) に準拠すること。

(6) ドメインは、県から提供する県 (pref.hyogo.lg.jp) のサブドメインを使用すること。

7 記事制作・納品する場合、タブロイド紙の留意点

- (1) 記事及び紙面に必要な資料、素材、写真・イラスト等は受託者が用意する。取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、事業費に含まれるものとする。
- (2) PRに関する経費も事業費に含まれるものとする。
- (3) 成果物等にかかる著作権等権利関係は、全て兵庫県に帰属するものとする。
また、成果物は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 記事及び紙面で用いる画像やインタビュー等で登場する人物について、この契約期間の終了後も、著作権や肖像権をはじめとしたその他の権利について問題が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

8 動画制作・納品する場合の留意点

- (1) BGM等の音楽素材を使用する場合は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (2) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (3) 動画について、動作確認を十分に行うこと。
- (4) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- (5) 撮影を必要とする場合は、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (6) ソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (7) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (8) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (9) 納品は、動画データの形態にて最適な解像度でおこなうこと。
- (10) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (11) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (12) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

9 業務実施上の注意事項

- (1) 契約の締結
本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。
- (2) 業務の進捗管理
本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切な

スケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回託及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び

負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。